令和９･10年度分（本受付）
飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領
〔飯塚市内工事業者用〕

対象は、「建設業を営む者の住所（法人の場合は本店の登記所在地及び建設業の許可所在地、個人の場合は、建設業としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所）が**飯塚市内**にあり、**市内で引き続き１年以上**の営業の実績がある業者」です。

＜申請者の資格＞

（１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定する者に該当しないこと。

（２） 希望する工種について、令和８年3月31日までに建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する許可を取得し建設業を営んでいる者。

（３） 電話・机等什器備品及び資材置場等を有し、希望する工種について、市内で１年以上の営業の実績がある者（令和8年4月1日以前からの営業実績が必要）

（４） 希望する工種について建設業法第２７条の２３に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、総合評定値通知書（審査基準日が **令和７年９月１日から令和８年８月３１日** までのもの）を提出できる者。

（５） 社会保険強制適用事業所については、社会保険に加入していること。（法人は、社会保険強制適用事業所となります。また、個人事業主の方も、事業主を除き5人以上の従業員を雇っている場合は、強制適用事業所となります。）

１．受付期間　**令和８年１２月１４日（月）から令和９年１月１５日（金）まで**
※受付期間内の開庁日のみ受付いたします

２．受付方法　**郵送のみ**（簡易書留、レターパック等の**追跡可能な郵送方法**に限る。当日消印有効）
※本要領「7．提出書類①～㉗」を番号順に**クリアファイルに入れて**提出してください。
※書類不備等の場合や受付期間外は受付できませんのでご注意ください。
※受付票が必要な場合は、送付先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

３．送付先　**〒 820-8501　福岡県飯塚市新立岩５番５号**
飯塚市役所　行政経営部　契約課　工事契約係　行

４．受付業種　第１希望、第２希望ともに「受付工種一覧表」（Ｐ．2）の中から １工種

５．入札参加資格の有効期間　**令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）**

6. 受付工種一覧表

受付工種	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設フェンス）	とび・土工・コンクリート工事
とび・土工・コンクリート工事（法面）	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事（水道）	管工事
管工事（空調）	管工事
管工事（ガス）	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

7．提出書類　　**提出書類下記のとおり**

※下記番号①～㉗の書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

番号	書類名	摘要
①	建設工事競争入札参加資格審査申請書［様式１］ ※押印不要	●令和8年度に登録がない方・・・新規に「〇印」 ●申請書について 【法人】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）のとおり商号又は名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 【個人】営業所の名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。
	業者情報 【第１希望工種のみ】	●**第１希望工種**についての情報**のみ**記載してください。 ●「技術職員数」及び「全職員数」は、**提出日現在で記入**してください。『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員』を記入してください。 「技術職員数」は、**第１希望工種の全ての技術職員数**を記載してください。 ※第２希望工種や他工種の技術職員数は、記入不要 ●「取締役」「監査役」は、履歴事項全部証明書のとおり記入してください。 ●「営業所における専任の技術者」は、**全ての許可業種について**記入してください。
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） **※審査基準日が令和７年９月１日から令和８年８月３１日までのもの**	●国又は県から通知のあった「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。 ●数字等がきちんと確認できるようコピーしてください。
③	経営規模等評価申請書（写し） （様式２５号の１４及び別紙一、二、三） **※②の申請時に提出したもの**	●建設業法第２７条の２３第１項の規定により県知事又は国土交通大臣に申請したものの写しを提出してください。

④	建設業許可通知書（写し）	●国土交通省ＨＰより、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で発行したものでも可
⑤	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写し可） 又は 代表者の身分証明書（原本） 及び住民票（写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの	【法人】 ・法務局が発行した現状と相違のない履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）　※現在事項全部証明書でも可 【個人】 ・本籍地がある市区町村が発行した身分証明書 ・飯塚市が発行した住民票
⑥	営業の沿革［様式２］	【個人のみ】
⑦	社会保険等に加入していることが分かる書類 ※総合評定値通知書で「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入の有無が全て「有」もしくは「適用除外」となっている業者は提出不要 ※R8.7.1以降に経営審査事項を申請した業者は提出不要	【該当業者のみ】 総合評定値通知書で「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入の有無が １ つでも「無」があった業者で、その後に社会保険等に加入した業者は、下記書類を提出して下さい。 「雇用保険」の場合 ・・・「雇用保険料納入証明書」など 「健康保険」「厚生年金保険」の場合 ・・・「社会保険料納入証明書」など
⑧	営業所位置図、資材置場位置図［様式３、様式４］ ※①申請書で新規に「マル〇」をつけた方のみ提出	●住宅地図等分かりやすいもの ●資材置場位置図は、住所も記載してください。 ※営業所及び資材置場が同一住所の場合は、その旨を[様式３]に記載し、[様式４]は省略可
⑨	事務所、看板等の写真 ［様式５］ ※①申請書で新規に「マル〇」をつけた方のみ提出	●提出日以前、３ヶ月以内に撮影した写真を提出してください。 ①　事務所全景写真、②事務所内部写真、③看板等写真 ④建設業の許可票　⑤資材置き場等 ※申請後、予告なく事業所調査を行うことがあります。
⑩	【国税】納税証明書（写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの ※国税の納税証明書は、国税庁のHPからe-taxを使った書面オンライン請求が利用できます。	●飯塚税務署発行のもの。 【法人】納税証明書**「その3の3」** （「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことが証明できるもの） 【個人】納税証明書**「その3の2」** （「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことが証明できるもの）

	【都道府県税】納税証明書 （写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの ※個別税目分の納税証明書の場合、「法人：法人事業税及び法人県民税」、「個人：個人事業税」の納付が確認できること。	【法人】県税に未納のないことの証明書 【個人】県税に未納のないことの証明書
	【市税】滞納なし証明書（原本） ※発行後、3ヵ月以内のもの	【法人】滞納なし証明書（飯塚市課税分） ※会社設立日が１年未満で滞納なし証明書が発行できない場合は、開設届の写しを提出すること。 【個人】滞納なし証明書（飯塚市課税分） ●証明書発行窓口には納付日、口座振替日の関係で、納税証明書を発行するためには、領収書・通帳等、納付を確認できる書類が必要な場合があります。
⑪	退職給付の加入状況［様式６］	●共済契約者証又は加入証明書の写しを添付してください。 ※自社独自の退職者制度を設けている場合は、それらの詳細がわかるものを添付してください。
⑫	財務諸表 ※経営事項審査時提出のもの 又は直近の決算のもの	【法人】 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等） 【個人】 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）又は直近分の確定申告書等（写し）
⑬	誓約書［様式７］	●「実印」を押印してください。
⑭	技術者経歴書［様式８］ **※指名願受付時の技術者登録は5人を上限とします。** ※追加の登録は令和9年4月1日から随時受付いたしますので変更届にて提出して下さい。	**●希望工種ごとに作成してください。** ※第２希望工種がある方は、第２希望工種についても作成してください。 ●建設業法第７条第２号イ・ロ若しくはハ又は同法第１５条第２号イ・ロ若しくはハに該当する者を記載してください。(**主任技術者又は監理技術者として配置できる技術者のみ**) ●提出時現在で『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の技術者』を記入してください。 ●建設業法第７条第２号により営業所ごとに配置している専任技術者の場合は「営業所の専任技術者である場合の工種」の欄にその業種を記入してください。 ●経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「技術職員数」欄に記載されている人数に含まれている技術者については、「経審」の欄に○印を記入してください。
⑮	技術者の資格証明書等（写し）	●監理技術者の資格を有する技術者として○印を記入した者の監理技術者資格者証（写し・**両面**）を提出してください。

⑯	技術検定合格証明書等(写し)	●法令による資格・免許取得技術者について、当該免許証の写し（技術検定合格証明書写し等）を提出してください。 ●実務経験の場合は、経営事項審査時に提出した実務経験証明書の写しを提出してください
⑰	雇用確認書類（写し）	●雇用の確認ができる書類 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 （氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの） ・雇用保険被保険者証 ・直近三か月分の出勤簿と賃金台帳 上記のいずれかをご提出ください。
	※資格証明書、雇用確認書類等については、技術者ごとにまとめ、技術者経歴書に記載されている技術者順に綴ってください。	
⑱	専任技術者一覧表 又は 専任技術者証明書 （写し）	●建設業許可申請書(又は変更届出書)に添付の専任技術者一覧表(別紙四)又は専任技術者証明書（様式第八号）の写しを添付してください。 ※全ての許可業種について必要です。 最新の許可更新時のものを提出すること。
⑲	使用印鑑届［様式９、様式10］ 「飯塚市長　宛」と「飯塚市企業管理者　宛」それぞれ提出	●実印及び使用印を押印してください。 **●使用印は「代表取締役の印」が表示してある社印（若しくは個人印）を鮮明に押印してください。（会社名のみの印は不可）**
⑳	印鑑証明書（写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの	【法人】 法務局が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。 【個人】 飯塚市が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。
㉑	口座振替申請書［様式１１］ **※現在届けている口座番号等に変更がない場合は提出不要**	●口座名義（カナ）は、通帳の見開きに記載しているカナのとおりに記入してください。 ●「実印」を押印してください。
㉒	受付票［様式１２］ ※希望者のみ	●受付票が必要な場合は、送付先を記入し、**切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**別途受付の連絡をすることもございませんのでご了承ください。審査終了後に、郵送致します。
㉓	申請書類チェック表［様式１３］	●提出書類を「確認事項」で確認のうえ、「確認欄」にレ点を記入して提出してください。

格付における主観点数項目について

令和9・10年度の入札参加資格申請において、工事業者の格付けを行う際の総合評価点数を構成する要素の一つである主観点数の項目について、地元業者の育成の観点から、現在設定している工事の内容に関する評価項目である「工事成績」に加え、社会性を評価する評価項目である「障がい者雇用の実績」、「子育て支援・男女共同参画の取組」、「消防団協力事業所登録」、「人権問題啓発研修への参加又は実施」の4項目を、前回同様に追加いたします。

なお、加点につきましては、工事における等級格付を決める総合点数のうち、主観点として各項目につき3点（㉖人権問題啓発研修への参加又は実施については1回につき２点、最大6点）を加算します。

該当する場合は以下の書類を提出してください。

書類番号	評価項目	提出書類
㉔	障がい者雇用の実績	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写し） 及び ●賃金台帳等当該障がい者の雇用が申請日時点で3ヶ月以上あることが確認できる書類（写し）
㉕	子育て支援・男女共同参画の取組	●福岡県子育て応援宣言登録証（写し） 令和8年12月末日までに登録され、申請日時点で有効な登録証の写し ※日付等が明瞭に写ったものを提出すること ●えるぼし認定、プラチナえるぼし認定（写し） 令和8年12月末日までに認定され、申請日時点で有効な認定証の写し ※日付等が明瞭に写ったものを提出すること
㉖	消防団協力事業所登録	●飯塚市消防団協力事業所表示証交付書（写し） 飯塚市防災安全課で手続きの上、令和8年12月末日までに交付され、申請日時点で有効な交付書の写し。
㉗	人権問題啓発研修への参加又は実施 詳細リンク：ホームページ ＞ 産業・ビジネス ＞ 入札・契約情報 ＞ お知らせ・入札制度概要 ＞ 主観点数項目「人権問題啓発研修への参加又は実施」における加算対象とする人権問題啓発研修の指定について（お知らせ）	●**「飯塚市市内工事業者研修参加証(令和9年度分　飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請用)」（原本）** ・下記研修会への参加証　※再発行不可 ①R8.9.17　NPO法人人権ネットいいづか啓発事業講演会 ②R8.10.2　企業向けイクボス研修 ③R8.10.10部落解放研究集会～人権フェスティバル～ ④R8.11.21　サンクスフォーラム **●福岡県が実施する講師団講師あっせん事業を活用しての研修の実施が確認できる「研修結果報告書」（写し）** 4月から12月末日までに実施した研修会の県に報告した報告書の写し及び添付資料の写し ※地域貢献活動評価申請書は加点対象にはなりません。

8．申請書類の作成上の注意

（１） 文字は楷書で明瞭に記入してください。（鉛筆書き、消えるボールペン等は不可）

（２） 提出書類の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載してください。

（３） クリアファイルに入れる書類は、事前に書類番号順に並べて、提出してください。

※各納税証明書に未納がある場合には、受付できません。

9．注意事項

（１）競争入札参加資格を取得した後に、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は資格を取り消します。

（２）同一工種において役員が重複している場合、いずれかのうち１者の指名が保留になります。

（３）同一工種において、代表権を有する者が生計を一にしている等、人的関係があると認められる場合、（※夫婦については、民法第 752 条にて扶助の義務が定められているため、生計同一とみなします。）いずれかのうち１者の指名を保留することがあります。

10．その他

（１）随時の受付は行っておりません。

（２）本要領・様式等は飯塚市のホームページからダウンロード可能です。

【トップページ→産業・ビジネス→入札・契約情報→業者登録→入札参加資格審査申請（指名願の申請受付に関すること）→ 建設工事（市内）】

（３）本申請書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
変更届の様式及び添付書類についても、飯塚市のホームページに掲載しています。

（４）「令和9年度　市内建設工事有資格者名簿」は令和9年４月１日午後にホームページに掲載する予定です。

（５）有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。

（６）新規申請者については、事業所の実態調査をおこなうことがあります。

問い合わせ先

行政経営部　契約課　工事契約係　　Tel:　０９４８－９６－８２４９（直通）
Fax:　０９４８－２１－２９９８
Mail: nyusatsu-keiyaku@city.iizuka.lg.jp